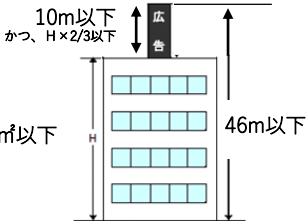


西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制(案)について【規制内容の比較】

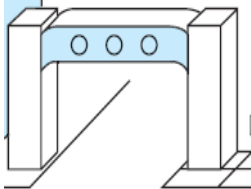
①本線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制		西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)																																
	現況基準		安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区 (指定済区間) の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)																														
規制範囲	—		本線中心線から両側100m以内	本線中心線から両側300m以内	本線中心線から両側300m以内																														
総表示面積	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">一般の施設の場合</td> <td>100㎡以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">商業施設等</td> <td rowspan="5">延床面積</td> <td>2千㎡未満</td> <td>100㎡以下</td> </tr> <tr> <td>2千㎡以上 5千㎡未満</td> <td>150㎡以下</td> </tr> <tr> <td>5千㎡以上 10千㎡未満</td> <td>200㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10千㎡以上 15千㎡未満</td> <td>250㎡以下</td> </tr> <tr> <td>15千㎡以上</td> <td>300㎡以下</td> </tr> </table>		一般の施設の場合		100㎡以下	商業施設等	延床面積	2千㎡未満	100㎡以下	2千㎡以上 5千㎡未満	150㎡以下	5千㎡以上 10千㎡未満	200㎡以下	10千㎡以上 15千㎡未満	250㎡以下	15千㎡以上	300㎡以下	現況基準の半分	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">一般の施設の場合</td> <td>50㎡以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">商業施設等</td> <td rowspan="5">延床面積</td> <td>2千㎡未満</td> <td>50㎡以下</td> </tr> <tr> <td>2千㎡以上 5千㎡未満</td> <td>75㎡以下</td> </tr> <tr> <td>5千㎡以上 10千㎡未満</td> <td>100㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10千㎡以上 15千㎡未満</td> <td>125㎡以下</td> </tr> <tr> <td>15千㎡以上</td> <td>150㎡以下</td> </tr> </table>		一般の施設の場合		50㎡以下	商業施設等	延床面積	2千㎡未満	50㎡以下	2千㎡以上 5千㎡未満	75㎡以下	5千㎡以上 10千㎡未満	100㎡以下	10千㎡以上 15千㎡未満	125㎡以下	15千㎡以上	150㎡以下
一般の施設の場合		100㎡以下																																	
商業施設等	延床面積	2千㎡未満	100㎡以下																																
		2千㎡以上 5千㎡未満	150㎡以下																																
		5千㎡以上 10千㎡未満	200㎡以下																																
		10千㎡以上 15千㎡未満	250㎡以下																																
		15千㎡以上	300㎡以下																																
一般の施設の場合		50㎡以下																																	
商業施設等	延床面積	2千㎡未満	50㎡以下																																
		2千㎡以上 5千㎡未満	75㎡以下																																
		5千㎡以上 10千㎡未満	100㎡以下																																
		10千㎡以上 15千㎡未満	125㎡以下																																
		15千㎡以上	150㎡以下																																
色彩等	規制なし		<p>○色数 5色以内 ・無彩色を除く ・色数にはイラストを含む ※写真は広告面の1/2以内</p>																																
光源の点滅	規制なし		不可																																
屋上広告物	<p>表示面積：一面25㎡以下</p> 		設置不可																																

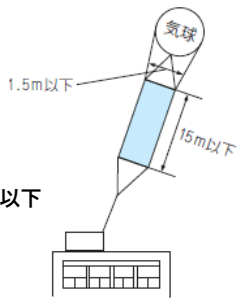
①本線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)		
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区 (指定済区間) の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)
壁面広告物	<p>壁面 (H×W) の1/3以下かつ、広告物1面25㎡以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない</p>	<p>壁面 (H×W) の1/3以下かつ、広告物1面25㎡以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない</p> <p>高さ8m以下</p>		設置不可
突出広告物	<p>1.5m以下 1.5m以下</p> <p>車道 4.7m以上</p> <p>歩道 3.0m以上</p>	<p>1.5m以下 1.5m以下</p> <p>車道 4.7m以上</p> <p>歩道 3.0m以上</p> <p>高さ8m以下</p>		設置不可
建植広告物 (広告板・広告塔)	<p>表示面積：一面15.0㎡以下</p> <p>高さ13m以下</p>	<p>表示面積：一面15.0㎡以下</p> <p>高さ8m以下</p>		

①本線に向けて設置する自家広告物

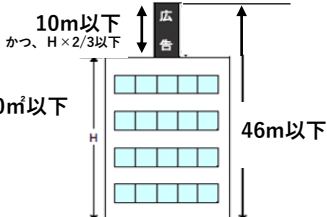
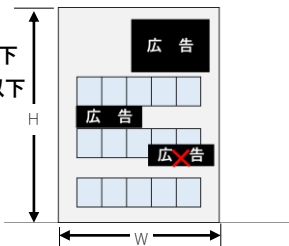
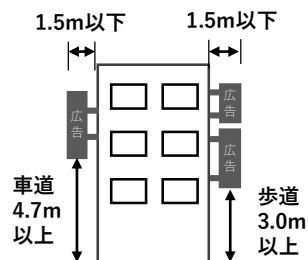
項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)																			
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区(指定済区間)の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)																	
電光掲示板等	<p>○建築物及び建築物敷地を利用するもの</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">高さ</td> <td>建植する場合</td> <td>5 m以下</td> </tr> <tr> <td>建植以外</td> <td>7 m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">表示面積</td> <td colspan="2">道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面3㎡以下かつ合計6㎡以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">// 5 m以上10m未満の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">// 10m以上の場合 1面12㎡以下かつ合計24㎡以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3㎡以下かつ合計6㎡以下</td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td colspan="2">交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)</td> </tr> </table>	高さ	建植する場合	5 m以下	建植以外	7 m以下	表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面3㎡以下かつ合計6㎡以下		// 5 m以上10m未満の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下		// 10m以上の場合 1面12㎡以下かつ合計24㎡以下		建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3㎡以下かつ合計6㎡以下		表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)		設置不可		
高さ	建植する場合		5 m以下																		
	建植以外	7 m以下																			
表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面3㎡以下かつ合計6㎡以下																				
	// 5 m以上10m未満の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下																				
	// 10m以上の場合 1面12㎡以下かつ合計24㎡以下																				
	建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3㎡以下かつ合計6㎡以下																				
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)																				
電光掲示板等	<p>○空地に建植するもの</p> <table border="1"> <tr> <td>高さ</td> <td colspan="2">5 m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表示面積</td> <td colspan="2">道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可</td> </tr> <tr> <td colspan="2">// 10m以上の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下</td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td colspan="2">交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5m以上とすること。</td> </tr> </table>	高さ	5 m以下		表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可		// 10m以上の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下		表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5m以上とすること。		設置不可								
高さ	5 m以下																				
表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可																				
	// 10m以上の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下																				
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5m以上とすること。																				
アーチ広告物	<p>下端高さ 歩道上：3m以上 車道上：4.7m以上</p> 	設置不可																			

①本線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)		
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区 (指定済区間) の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)
アドバルーン 短期広告物 (許可期間2か月以内)	 <p>広告物長さ：15m以下 幅：1.5m以下</p>	<div style="border: 1px solid gray; background-color: #cccccc; padding: 10px; display: inline-block;">設置不可</div>		

※その他の広告物は、従前の許可基準に従う。

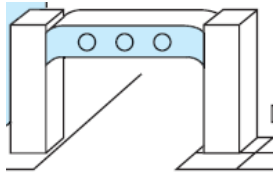
②本線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)		
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区(指定済区間)の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)
規制範囲	—	本線中心線から両側100m以内	本線中心線から両側300m以内	本線中心線から両側300m以内
屋上広告物	<p>表示面積：一面20㎡以下</p>  <p>10m以下 かつ、$H \times 2/3$以下</p> <p>46m以下</p>	設置不可		
壁面広告物	<p>壁面 ($H \times W$) の1/3以下 かつ、広告物1面20㎡以下</p>  <p>2階以上の窓などの開口部にかかるとは表示できない</p>	設置不可		
突出広告物	 <p>1.5m以下 1.5m以下</p> <p>車道 4.7m以上</p> <p>歩道 3.0m以上</p>	設置不可		

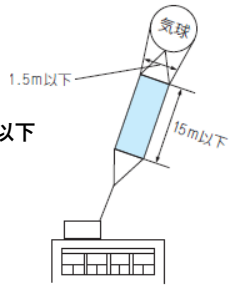
②本線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)																										
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区 (指定済区間) の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)																								
建植広告物 (広告板・広告塔)	○道路沿線	設置不可																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路からの距離</th> <th>高さ</th> <th>一面面積</th> <th>合計面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5m未満</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> </tr> <tr> <td>5m～10m未満</td> <td>5m</td> <td>3.3㎡</td> <td>6.6㎡</td> </tr> <tr> <td>10m～20m未満</td> <td>5m</td> <td>7㎡</td> <td>14㎡</td> </tr> <tr> <td>20m～30m未満</td> <td>5m</td> <td>15㎡</td> <td>30㎡</td> </tr> <tr> <td>30m～40m未満</td> <td>7m</td> <td>20㎡</td> <td>40㎡</td> </tr> <tr> <td>40m以上</td> <td>10m</td> <td>30㎡</td> <td>60㎡</td> </tr> </tbody> </table>				道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積	5m未満	設置不可	設置不可	設置不可	5m～10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡	10m～20m未満	5m	7㎡	14㎡	20m～30m未満	5m	15㎡	30㎡	30m～40m未満	7m	20㎡	40㎡
道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積																									
5m未満	設置不可	設置不可	設置不可																									
5m～10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡																									
10m～20m未満	5m	7㎡	14㎡																									
20m～30m未満	5m	15㎡	30㎡																									
30m～40m未満	7m	20㎡	40㎡																									
40m以上	10m	30㎡	60㎡																									
	○鉄道沿線	設置不可																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道からの距離</th> <th>高さ</th> <th>一面面積</th> <th>合計面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50m未満</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> </tr> <tr> <td>50m以上</td> <td>10m</td> <td>30㎡</td> <td>60㎡</td> </tr> </tbody> </table>				鉄道からの距離	高さ	一面面積	合計面積	50m未満	設置不可	設置不可	設置不可	50m以上	10m	30㎡	60㎡												
鉄道からの距離	高さ	一面面積	合計面積																									
50m未満	設置不可	設置不可	設置不可																									
50m以上	10m	30㎡	60㎡																									
建植広告物 (案内誘導広告物)	表示面積	色彩等：色数5色以内 ・無彩色を除く ・色数にはイラストを含む ※写真は広告面の1/2以内 光源の点滅：不可 ※上記以外は現況基準と同じ																										
	高さ				5m以下																							
	範囲及び個数				・目的地から直線距離で10km以内 ・一つの交差点付近に3個以下																							
	表示内容				・目的地から直線距離で10km以内 ・一つの交差点付近に3個以下																							
	交差点からの距離等				・施設や場所への誘導を目的としていること ・名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の面積の1/2以上であること																							
	表示方法				道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと																							
	色彩等				-																							
	光源の点滅				-																							
		設置不可																										

②本線に向けて設置する非自家広告物

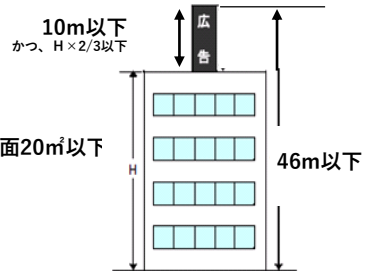
項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)		
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区 (指定済区間) の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)
電光掲示板等	○建築物及び建築物敷地を利用するもの			
	高さ	建植する場合	5 m以下	
		建植以外	7 m以下	
	表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面3㎡以下かつ合計6㎡以下		
		// 5 m以上10m未満の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下		
		// 10m以上の場合 1面12㎡以下かつ合計24㎡以下		
		建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3㎡以下かつ合計6㎡以下		
	表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)		
	○空地に建植するもの			
	高さ	5 m以下		
表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可			
	// 10m以上の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下			
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5 m以上とすること。			
アーチ広告物	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>下端高さ</p> <p>歩道上：3m以上</p> <p>車道上：4.7m以上</p> </div>  </div>			設置不可

②本線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制		西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)			
	現況基準		安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区(指定済区間)の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)	
電柱広告物	袖付 広告物	高さ	車道上	地面から4.7m以上		
			その他	地面から3m以上		
		出幅	0.6m以下			
		長さ	1.2m以下			
		表示方法	歩車道の区別のある道路では、歩道側に 取り付けること			
	個数	1個				
	巻付 広告物	高さ	1.2m以上			
		長さ	1.5m以下			
個数		2個以下				
設置不可						
アドバルーン 短期広告物 (許可期間2か月以内)	<p>広告物長さ：15m以下 幅：1.5m以下</p> 		設置不可			

※その他の広告物は、設置不可

③一般線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)																	
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区(指定済区間)の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)															
規制範囲	—	本線中心線から両側100m以内	本線中心線から両側300m以内	本線中心線から両側300m以内															
総表示面積	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一般の施設の場合</td> <td style="text-align: center;">100㎡以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">商業施設等</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">延床面積</td> <td style="text-align: center;">2千㎡未満</td> <td style="text-align: center;">100㎡以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2千㎡以上 5千㎡未満</td> <td style="text-align: center;">150㎡以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5千㎡以上 10千㎡未満</td> <td style="text-align: center;">200㎡以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10千㎡以上 15千㎡未満</td> <td style="text-align: center;">250㎡以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15千㎡以上</td> <td style="text-align: center;">300㎡以下</td> </tr> </table>	一般の施設の場合		100㎡以下	商業施設等	延床面積	2千㎡未満	100㎡以下	2千㎡以上 5千㎡未満	150㎡以下	5千㎡以上 10千㎡未満	200㎡以下	10千㎡以上 15千㎡未満	250㎡以下	15千㎡以上	300㎡以下	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">現況基準と同じ</div>		
一般の施設の場合		100㎡以下																	
商業施設等	延床面積	2千㎡未満	100㎡以下																
		2千㎡以上 5千㎡未満	150㎡以下																
		5千㎡以上 10千㎡未満	200㎡以下																
		10千㎡以上 15千㎡未満	250㎡以下																
		15千㎡以上	300㎡以下																
色彩等	規制なし	規制なし																	
光源の点滅	規制なし	規制なし																	
屋上広告物	 <p style="text-align: center;">表示面積：一面20㎡以下</p>	<div style="border: 1px solid gray; background-color: #cccccc; padding: 10px; display: inline-block; color: red;">設置不可</div>																	

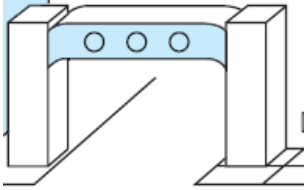
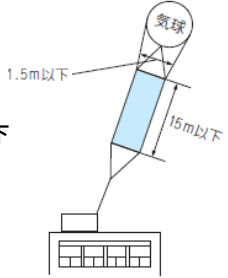
③一般線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)		
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区 (指定済区間) の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)
壁面広告物	<p>壁面 (H×W) の1/3以下 かつ、広告物1面25㎡以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない</p>	<p>壁面 (H×W) の1/3以下 かつ、広告物1面25㎡以下</p> <p>高さ10m以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない</p>		
突出広告物	<p>1.5m以下 1.5m以下</p> <p>車道 4.7m以上 歩道 3.0m以上</p>	<p>1.5m以下 1.5m以下</p> <p>車道 4.7m以上 歩道 3.0m以上</p> <p>高さ10m以下</p>		
建植広告物 (広告板・広告塔)	<p>表示面積：一面15.0㎡以下</p> <p>高さ13m以下</p>	<p>表示面積：一面15.0㎡以下</p> <p>高さ10m以下</p>		

③一般線に向けて設置する自家広告物

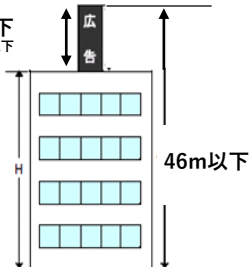
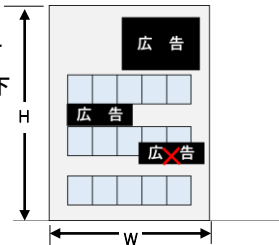
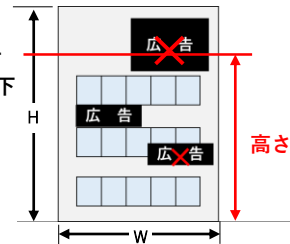
項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)			
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区(指定済区間)の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)	
電光掲示板等	○建築物及び建築物敷地を利用するもの				
	高さ	建植する場合	5 m以下		
		建植以外	7 m以下		
	表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面3 m ² 以下かつ合計6 m ² 以下			設置不可
		〃 5 m以上10m未満の場合 1面6 m ² 以下かつ合計12m ² 以下			
		〃 10m以上の場合 1面12m ² 以下かつ合計24m ² 以下			
建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3 m ² 以下かつ合計6 m ² 以下					
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1 m ² 以下のものは可)				
電光掲示板等	○空地に建植するもの				
	高さ	5 m以下			
	表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可			
		〃 10m以上の場合 1面6 m ² 以下かつ合計12m ² 以下			
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5 m以上とすること。				

③一般線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)		
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区(指定済区間)の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)
アーチ広告物	<p>下端高さ 歩道上：3m以上 車道上：4.7m以上</p> 	設置不可		
アドバルーン 短期広告物 (許可期間2か月以内)	<p>広告物長さ：15m以下 幅：1.5m以下</p> 	設置不可		

※その他の広告物は、従前の基準に従う。

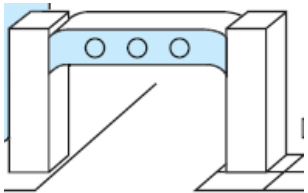
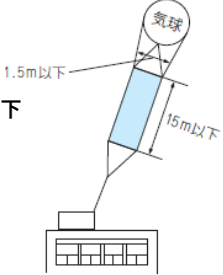
④一般線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)		
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区 (指定済区間) の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)
規制範囲	—	本線中心線から両側100m以内	本線中心線から両側300m以内	本線中心線から両側300m以内
色彩等	規制なし	規制なし		
光源の点滅	規制なし	規制なし		
屋上広告物	<p>10m以下 かつ、$H \times 2/3$以下</p> <p>表示面積：一面20m^2以下</p> 	設置不可		
壁面広告物	<p>壁面 ($H \times W$) の$1/3$以下 かつ、広告物1面20m^2以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかかるとは表示できない</p> 	<p>壁面 ($H \times W$) の$1/3$以下 かつ、広告物1面3.3m^2以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかかるとは表示できない</p> 	設置不可	

④一般線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)			
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区(指定済区間)の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)	
電光掲示板	○建築物及び建築物敷地を利用するもの				
	高さ	建植する場合	5m以下		
		建植以外	7m以下		
	表示面積	道路からの後退距離が5m未満の場合 1面3㎡以下かつ合計6㎡以下			設置不可
		〃 5m以上10m未満の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下			
		〃 10m以上の場合 1面12㎡以下かつ合計24㎡以下			
		建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3㎡以下かつ合計6㎡以下			
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)				
電光掲示板等	○空地に建植するもの				
	高さ	5m以下			
	表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可			設置不可
		〃 10m以上の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下			
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5m以上とすること。				

④一般線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制 (案)		
	現況基準	安中富岡工区の一部 (追加指定区間①) [安中工区(指定済区間)の規制]	安中富岡工区の一部 (追加指定区間②)	高崎安中工区 (追加指定区間③)
アーチ広告物	<p>下端高さ 歩道上：3m以上 車道上：4.7m以上</p> 	設置不可		
アドバルーン 短期広告物 (許可期間2か月以内)	<p>広告物長さ：15m以下 幅：1.5m以下</p> 	設置不可		

※その他の広告物は、従前の基準に従う。